

## 宇陀市と奈良工業高等専門学校との包括連携協定

宇陀市（以下「甲」という。）と奈良工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、相互の連携と協力により、地域課題の解決、人材育成及び地域社会の持続的発展に寄与することを目的として、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、それぞれが有する資源及び知見を活用しながら、地域課題の解決、技術・教育連携及び人材育成に関する取組を推進し、地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- 1 地域課題の解決及び地域活性化に関すること
- 2 教育研究及び人材育成に関すること
- 3 産業振興及び技術連携に関すること
- 4 その他、本協定の目的達成に必要な事項

### （役割及び協力）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に情報共有を図り、それぞれの強みを生かしながら、連携事業の企画及び実施において協力するものとする。

### （推進体制）

第4条 本協定に基づく取組を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議及び情報交換の場を設けるものとする。

### （費用負担）

第5条 本協定に基づき実施する個別事業に要する費用については、各機関の規定に基づき、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

### （知的財産）

第6条 本協定に基づく取組の実施により新たに生じた知的財産権の帰属及び取扱いについては、当該取組ごとに甲乙協議のうえ、別途契約等により定めるものとする。

### （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、既に公知であった情報及び公知となった後の情報を除き、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(変更及び解除)

第8条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定の内容を変更し、又は解除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、さらに1年間自動更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年5月29日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市長 **金剛一智**

乙 奈良県大和郡山市矢田町22番地

独立行政法人 国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校

校長

**江崎修典**